

平岡定海氏所蔵「東大寺別当次第」について

遠藤基郎

ここで紹介する史料は、日本仏教史研究者としても知られる東大寺塔頭上之坊平岡定海氏ご所蔵の鎌倉時代東大寺の記録である。本所では、二〇〇〇年七月に平岡氏の格別のご厚意によって、所蔵史料の調査を実施した。その概要は、すでに『東京大学史料編纂所所報』三六(二〇〇一年)に紹介した。その中に、「東大寺別当次第」と題名をつけられた史料がある。

平岡氏のお話によれば、この史料は上之坊伝来文書はなく、いずれかの時点で上之坊に入ったものだという。また一九五〇年代後半に史料編纂所で修理を行ったこと⁽¹⁾。ただその後新たに痛みが生じてきており、本所技官阿部昌彦の協力を得て、その修補を行った。

本史料は、歴代別当毎の出来事をまとめた編年記録と考えられ、鎌倉時代の東大寺の実態あるいは朝廷・幕府との関係を知る上で貴重な史料である。東大寺の年代記としては、『群書類従』補任部の「東大寺別当次第」が有名であり、さらに同系統の中世後期写本が堀池春峰氏によって紹介されている⁽²⁾。同次第の鎌倉時代の部分は、延応年間(一二三九・四〇)頃まではやや詳しい記載があるものの、それ以降は、別当名と出自あるいは補任年月日程度の極めて簡略な記事しかない。それ以外には、『東大寺統要録』があるにとどまる。そもそも後期を含め中世東大寺は東寺の引付に類するような記録類が少ない。そのため文書、あるいは外

部の記録・編纂史料が研究の主要な素材となる。その意味でも鎌倉時代東大寺の年代記である本史料の価値は極めて高い。実際、本記録には他の文書にはない記事がある。あまりに当然のことだが、現存する東大寺文書は、鎌倉時代東大寺の全てを明記した記録媒体ではなかったのである。残されなかったものや、失われたものが少なからずあったと言える。

—書誌—

本史料は、界線(上端・二本)付きの料紙に書かれた袋綴じ本であり、料紙は書状の裏を使用している。筆跡は単一で清書されたもの。内容から見て、本来はかなりの丁数があったと推測されるが、現存するのは、わずか一八丁のみであり、本史料の成立事情を記す奥書はおろか表紙すら残っていない。また残った部分もかなり破損が激しく料紙の半分以上が失われている。第一〇丁弘安六年(一二八三)の部分に「当今」とある。これは後宇多天皇(在位弘安一〇年(一二八七)まで)を指すものと見られ、よって本史料は、この時期に成立したと考えられる。書体もこの時期のものとして間違いない。

表紙・奥書を失った本史料本来の呼称は不明である。「東大寺別当次第」とは、本史料が歴代別当毎に、事件を並べていることを勘案して、

後世つけられたものと考えられる。

— 内容 —

一九五〇年代後半に本所で修理する前の段階において、本史料の配列はすでに錯誤があつたらしく、修理の際に配列し直した形跡がある。^③今回、さらに内容を分析して次のように再配列を試みた。

別当頼恵 文暦元年一月から同二年六月(後欠) 第一一〇丁

別当良恵 延応元年九月から仁治元年カ一月(前欠) 第四一七丁

年預慶賢 延応二年正月から寛元元年

第八・九丁

別当聖兼 弘安六年一二月から弘安七年正月

第一〇丁

弘安七年七月から一二月

第一一〇一五丁

弘安八年一〇月・十一月

第一六丁

弘安九年閏一二月から弘安一〇年正月

第一七丁

別当不明 (年未詳) 八月・九月

第一八丁

もとより試案に過ぎないから、今後の研究によつては大きく修正も必要であろう。

本史料は興味深い記事に満ちているが、ここでは復元に関わるものを中心にごくごく簡単に紹介するにとどめる。

別当良恵期については、第四丁のうち延応元年(一二三九)一〇月四日の九条道家の春日社十六会講、第五丁のうち同年一〇月一〇日興福寺維摩会、第七丁のうち同年一月二五日道家受戒などの記事がある。^④

別当聖兼期の記録である第一二丁一五丁はまとまって残っている。

うち弘安七年(一二八〇)八月から一〇月の主要記事は、興福寺との抗争に関する記事であり、原因は、多武峰との合戦の兵糧米を拒否した東大寺手搔郷が、興福寺に焼き討ちされたことであつた。東大寺は朝廷に對して、興福寺側張本を追討する衾宣旨を要求し、一旦は下つたものの、

興福寺の要求により撤回され、東大寺は維摩会出仕拒否を衆議した。最終的に再度、衾宣旨が出され事態は決着する。本件は、『勘仲記』に關連記事があるが、実に記主兼仲こそは衾宣旨の奉者であり、興福寺によつて放氏の憂き目にあわされている。

ついで一〇月下旬から一十月にかけては、関東よりの指示を伝える六波羅使者矢具鳥との交渉を記す。料紙の破損が激しく隔靴搔痒の感が強いが、弘安七年一月日東大寺は、寺領興行を目的として、封戸・莊園・末寺の注進状を幕府に提出しており、この記事はこれに関わると考えられる。六波羅使者との会見の場や、関東への注進リストを作成するため、公文所にて文書閲覧調査を行ったこと、など具体的なあり方が判明する点が誠に興味深い。

第一六丁は、月日と内容から、弘安八年十一月十七日霜月騒動と判断される記事がある。

第一七丁のうち、弘安九年閏一二月二日は、龜山院が淨金剛院にて行つた女房按察二品周忌仏事の記事であり、『勘仲記』『実躬卿記』に關連記事がある。

第一八丁は、残念ながら年号を決定できなかった。料紙の破損状態あるいは内容から見ても弘安年間頃のものとしてほぼ間違いない。さらに破損状態の微妙な違いからみて、第一六丁(弘安八年)もしくは第一七丁(弘安九年)の前欠丁ではないと考えられる。八月・九月記をもつ第一二丁以下(弘安七年)もあわせると、弘安六年をさほど遡らない時期のものとして推測できる。

— 紙背文書 —

紙背文書は全て書状である。状態が悪く、表以上に判読が極めて困難である。読みが確定しない以上、憶測の域は出ないが、全体としては弘

安年間頃の大勸進周辺に関わるものと思われる。

まず第一二丁紙背の充所新禅院カは、建治三年(一二七七)から弘安五年(一二八二)にかけての大勸進聖守が再興したものであつて、聖守の申請により弘安四年閏七月には龜山院の折願所となつてゐる。⁽⁶⁾ さらにその後を継いで弘安五年から正応五年(一二九二)にかけて大勸進を勤めた聖然もまた新禅院長老であつた。⁽⁷⁾

周知の通り彼らは鎌倉後期の戒律復興運動の担い手たる律僧である。第八丁に、律院である戒壇院・唐禅院修造のこと、および鎌倉の律宗セクター極楽寺が見えることも注目される。極楽寺長老忍性は、後に東大寺大勸進を勤める。さらに第一・一三丁の差出として見える性海カは、西大寺律宗再興の名僧叡尊の弟子として見える。また彼は、撰津の室泊・尼崎・渡部の港修復事業を行ったが、これも律僧としての活動の一環であつた。

本紙背文書は、東大寺をめぐる律僧の世界と深く関わっている。表の「次第」は、東大寺復興運動の中心である律僧グループの知的営為の一環と評価すべきであらう。

〔註〕

- (1) ちなみに一九五八年一〇月撮影のマイクロフィルムも残っている。
- (2) 『新修国分寺の研究』第1巻 東大寺と法華寺(吉川弘文館、一九八六年)。
- (3) この段階の復元案を、今回の丁数で示すと1・2・3・4・5・6・8・9・7・10・11・12・13・14・15・18・16・17の順である。
- (4) いずれも『大日本史料』第五編之二参照。
- (5) 遠藤基郎『筒井寛秀氏所蔵文書』所収の弘安徳政関連文書(『南都仏教』七六、一九九九年)。
- (6) 『東大寺統要録』諸院篇(『続々群書類従』一一)。

(7) 「周防国史務過現名帳」。永村真『中世東大寺の組織と経営』(瑞書房、一九八九年、三六〇頁以下)も詳しい。

(8) 授菩薩戒弟子交名(『鎌倉遺文』第二卷一四〇九三号)。

(9) 正応二年九月二十九日伏見天皇宣旨案(『鎌倉遺文』第二卷二七一五四号)。

〔凡例〕

一漢字は原則として常用漢字を使用した。一部旧字も使用した。異体字・変体仮名は、常用字・平仮名に改めた。

一改行は原則、追い込みとした。ただし日付変更箇所での意図的改行、折目や丁の改まる部分については、改行をした。

一丁と丁の間が繋がらないものについては、……を
入れてその旨を示した。

一紙背文書については、本文などの行末を「」で示した。

一欠損・摩滅は□、その他判読不明な文字は図版で示した。朱書きは*「」で示した。

(追記) 翻刻に際しては、高橋敏子・保立道久の各氏より、ご助言を賜つた。記して謝したい。

〔釈文〕

○界線上段に、朱筆で「同」とあり。

*^(四)法印権大僧都頼恵 ^(三)隆宗、寛賢法眼忠 ^(二)隆宗、寛賢法眼忠

文暦元年十月十二日任 未拜堂

寺務十箇月 文暦元・二

文暦元年十一月初任告書被行之、奉行隆嚴権上座

入夜、勾當一人始而被召了、^(吉)水後、大膳延久同被召了、諸職皆被召了、三綱

禄絹一疋□□□□禄、禎照得業取之、

同年十二月法花會 [] 文曆元年十一月廿六日於大佛西廊南

邊 [] 而被女人不取衣裳而女頰令刃傷了、件惡黨 []

[] 被懸之了、仍主人搦出之了、仕丁家打付了、興福寺別當 []

信御任也、 []

文曆元年十二月於別當 [] 俱舍三十講被始行、出世後見賴 []

同世親講被行之、而世親講饗膳 [] 者小威儀 [] 也、而此任始被 [] 如

卅講饗、糲飯許、幸藝 [] 出始也、居菓者庄役 [] 執行兼乘上

座云々、 [] 文曆 [] 門建立之、

文曆元年十二月法花會 [] 燒了、四十聽衆僮僕所為云々、

文曆二年正月元三日 [] 五師職了、即瞻尊 [] 被補之了、

同正月寬昭 [] 離寺僧職了、仍忠賢 [] 被補任之、乃米三十果出

之了、同寺恩闕學生供信禪 [] 入、御八講俊乘 [] 入了、同正月大佛修

正禪衆行道未下臈分被止了、鬪諍故也、 [] 文曆二年三月執行兼乘上座

之許、大衆打破了、木本庄御八講米、執行代兼俊寺主放返抄故云々、此

偏瞻寬 [] 結構也、仍勝寬得業 [] 道源、 [] 勝慶 [] 賴禪 []

勝寬 [] 俊源 [] 寺恩改易、被處衆勘了、 []

文曆二年三月十五日宴信 [] 入滅之闕、御八講被補三綱慶快了、出世

後 [] 賴寬得業、任補使給衣帶一了、同三十五日導師別當賴惠法印、七僧

臈次請云々、四十九日導師興福寺法師、籠僧惠賢得業 [] 同年三月廿

二日聖俊大進法橋逝去、籠僧定禪得業越前、三十五日導師嚴寬得業 [] 當寺

成業盡請了、布施八木五斗、仍八幡宮大般若供養延引、廿八日了、

○禁忌故也、 []

文曆元年十一月十一日近衛 [] 御息、為東南院權院主御下向、若君即

与道快僧正同 [] 房官 [] 自国分門之南、經佛地

院 [] 粧嚴重可謂之、 []

文曆二年春南水門之内 [] 嚴法橋沙汰云々、同年六月十

四日万花會饗料五舛寄進 [] 堂有玄堂司、文曆二年二月之比、

於興福寺東御門之前、東南院兒童 [] 令 []

[] 兒下人童逃入南 [] 無左

右不出之間、菊壽殿直行向出 [] 之帰了、後日山階寺大 [] 赴東南院

房官所快賢五 [] 網仕丁其數付之了、以用途四貫買止了、凡散々

事 [] 主道快大僧都之時也、 []

文曆二年六月夏 [] 而无幾 [] 補宗寬了、又親嚴僧

正寺務之時、 [] 宗寬申還補之、其間之子細有種々私

曲、冥榮存生之 [] 事不可有相違之由、内々約束、密々 [] 与云

々、同潤六月廿八日別當賴惠入滅之最中、乘惠寺主昇進于權上座了、

文曆二年五月日、中門与法花堂合戰、中門者權城 [] 於千手院、法花堂取

陣於般若野之間、別當賴惠、立兒君達於前、直被行向于佐保川南端邊、

被加制止、而法花堂衆南慶 [] 鎧 [] 甲冑 [] 振投大刀、押破懸先陣了、仍

寄千手院之城、散々合戰、中門負了、 []

凡定豪僧正辞退之後、以親嚴僧正可為寺務職之由、被仰下之處、大衆

猶以訴訟嗷々、終以及閉門了、仍以賴惠、被補于寺務了、 []

文曆二年四月廿四日賴寬自剪緣 [] 所大和御陵穿開之、盜取納物了、而彼

賴寬依為盜人、被懸師匠別當法印之間、為賴惠沙汰、緣蓮攝之、置別當

坊、攝手 [] 即京上兵士鄉人濟々、中門衆少々、仕丁 [] 六人着赤衣、賴

寬敷地小綱公人給之、敷地者緣蓮養母負物代差置之故、免除、別當 [] 五

師 [] 三綱判形給之、即被差下御使被實檢御墓了、別當一乘院追嫌疑之人、

被搦進石造等、被搦了、一条大相国入道殿宝物少々被 [] 間被返置

了、賴寬至極拷問之後、被禁獄了、不被 [] 文曆二

年夏比、長州庄開発法花堂 [] 其後代々別當法華堂

沙汰也、預所賢忠上繪、同六月觀世音寺三

綱一兩上洛、堺相論也、末寺院主、自文曆二年、至嘉禎年中

之間、文六堂千日湯沸南都僧勤文、二年後六月

被成准業了、起請之百石最勝齋大部庄分後下、今百石寺務得分云々、文曆、同六月廿六日以大部庄被讓渡東南

院若君、六月月上旬別當頼惠腫物所勞云々、仍院僧等

寺領庄々陀羅尼饗膳支配少々勤之、即自京都

寺領勤之、頼惠天亡、偏親嚴僧正生靈云々、慶範得業之訖、死、實得業、後尋、少新實、植照、代惠後

同廿八日於西南院。入滅六十八、不及詳述、文曆二年夏之比、安樂院地引之、寺中

寺外鄉民充分之、酒肴支配庄々給之、大瓶一、肴一種不精

黑田庄進玄法眼、大井庄俊快、櫛庄頼覚得業、長屋袞來、湯船乘信已講

玉井頼曉、隆嚴上座預所代、清澄庄并御油庄上座兼出世後見、葉園庄修理讀取上座、雜

役庄伊予寺主、水成瀬庄兼後寺主、瓦目代定嚴寺主、加茂慶快都維、飛太

庄障門、山階寺、鎮西米二十果・黒田一町範嚴、以上第三

甲袈裟、導師頼覚得業、唄采源已講内城房、散花快賢五師、引頭兼俊寺主

慶快都維那會行事、樂前仕丁為房、天童菩薩、樂所行道庭作、如花嚴會

施主成阿弥陀佛、延元元年、九月上旬法隆寺三綱助寺主。誹謗兒寄令殺害了、同

時之比延曆寺座主慈源与柳定嚴下息、園城寺長吏良尊後京極殿息、天王寺別當相論、

自山門、寄園城寺焼拂、同九月六日定親法印為定豪僧正一廻上洛、

墓所建立堂、在之、導師覚教僧正行通僧正代、同廿四日五日導

師、施五物七、末吉造之付權野雜掌、

同九月中旬西室九条道家、法性寺性寺禪、社壇十六會講被行之、首尾

同十月四日子時、實法性寺殿息、御子左大将殿良實号二條殿、同御

下向宿宝乘濟、十六會講遠九、布施一重一裏、同九日

朝東大寺御入堂、大佛殿并大鐘鈎御見物、御誦經導師采源已講布施一

裏、次戒壇御巡礼堂、御父子共手與太閤、袋香五帖、大佛殿御先達

壇先達良禎法印、法乘院御宿所三箇日延

輿被召之、興福寺別當同御山庄令入給、凡禪白、偏

如。昔御堂関白御權威、亦如中古清盛入道御教實

次男二条撰政良實、三男関東將軍頼經、四男一条僧家圓實大

僧正興福寺別當、次道智僧正寺長吏、次慈源山座主、次准宮開田御室法助親王、次勝

信東大寺、勸修寺長吏

同十月中旬大鐘鈎之後、鐘下土引之郷人役、執行催立之、別當代良禎法

印計鐘槌事、被下、宣旨可槌始之由、禪定殿下御巡礼之次、被仰也、

十月維摩會講師宗性已講東大寺、論義書聖禪、如意持伊予、講師房延年内府法印結禪

延年翌日十六日、童舞、食堂細殿大衆蜂起、殊刷裝衣、兒共東室渡向、大

衆廻起金堂前僉議之後押寄

東至僧坊、大衆賀申定親法印着座、賀申之後大衆退散、食堂前立寄、兒

共渡居樂屋、而雨下之間、細殿下可有童舞之由評定、仍開食堂了、見物

衆乱入堂中、伶人悉出仕、南端相構樂屋云々、定親法印寺中宿所南戒壇

善光房得業屋云々、十六日內府法印可有上洛之由力、付風聞、大衆留留之、

使者三綱範嚴寺主、公文、袍裳指貫、仍內府童舞之間、万人揚聲、一寺

大興力、同十七日兒共京上昨日余輩歟、此年講堂修理之

下米余殘曳四十聽衆云々、

同十六日夜西室院、者定親隨身、定豪童舞少人也、
勅使東大寺奉、當寺聽衆交名事、
采源已講、定慶、光、藏田、勝弁、
寛力、宣旨、定頭、惠舜、無還聽衆、堅者、定新院、東南院聖賢

東南院御宿所 乘 奉行隆殿上座 兼拜寺

主指貫糸上、慶快 新院内府定濟

宿所東室、奉行 袍裳 範慶執行鈍色 袈裟 僮僕

六人・中童子四人・公人・小網悉參了、境飯一

院 東南院御春日誦經被行之、

大童子二人 内府定濟同前、

講師宗性春日誦經同 月九日覺教大僧正南都下宿房東南

院、為高野堂云々、覺教大佛申上、導師光喜得業、雜 為寺務

沙汰、寺領支配備同庄々役云々、 同九月廿九東南院殿得業御房義名被

出之、探題 同夜定濟被出義名 題覺遍法印 同九月御八講若宮

御供給神人了、而巫女訴申云、 可給巫女之由衆議并五師・三綱評定

切了、大膽与巫女兩方充文給了、仍巫女所申、在其謂之由評定、因茲、

可召返之由在沙汰、以少綱被 以上第五十

責返給巫女了、同十月十八日百々日陀羅尼結願了、以別所成阿弥陀佛勸

進、自去七月三日被始之、諸佛五百口、付衣五帖、諸寺僧請之、導師山

階障円少僧都 延応元年秋之比惠賢与寛玄負物相論在之、供料下行之

時米酒云々、披露頗見苦作法万人反唇、但惠賢得業之僻事之由切了、然

間大部庄納所自東南院被召了、仍快賢五師給了之、同年十月十日明年維

摩會。被放俊專 院家 調進、前別肴 飯 聖玄

法眼沙汰云々、

同元年清澄庄公文相論 与良忍房被殺害了、然間業師寺中

門衆焼失 之間、堂家鬱憤、欲押寄藥師寺別當円

玄 預所兼乘法橋

同十一月一日鎮西米 上司五石 下司五石 加判 隆

嚴法橋五石 寺主五石 加判 定嚴寺主 加判 慶快

都維那五石 貞円 女得業 加判 舛別三文充延下行

八石六 七舛下行 間納所人々訴申之、但 引歟、給物人

後見采源 講二石 範慶給不知行庄故云々、二 定禪

得 得 二果代六百十八文云々、此 延下

十月下旬隆殿上座叙法橋、戒壇功 同性尊任律 竹

定殿下御受戒、寺中竹葉被切了、光寛 助得業 律師 棟庄

了、延応元年十一月政所五節棚事 大井庄内極戸知行 律師 棟庄

貞禪 僧都一、 禎助律師二、 得業一、 藏円、

一、 贈尊。五師 乘玄 後河 網兼乘法橋三荷

執行範慶 隆嚴法橋一、 嚴宴上座、 兼俊寺主二、 定嚴

十果給 慶快都維那二、 同元年十月下旬之比、興福寺大衆令結構夜

打 就風聞、當寺知足院稱其集會所、押寄。隆円得業。快賢五師之住房

打入云々、但踏違道之間、速疾退出了、若徒衆之結構云々、同十一月七

日於尊勝院、黒田 定直入道。教尊 問注在之、記書 依為教尊之

道理、加五師三綱判形、先度令成敗了、而興福寺別當僧正 依被仰、

又及対決、五師三綱之所存之 以上第六十

旨自連而進之、兩方證文出之、謀書謀判問注也、 同元年秋法花堂衆錢

十貫文預所之邊指出之、知行之、仍堂家下沙汰之、開發堂家進退之時也、

同十月内大臣定濟得業醍醐寺遍知院讓得之間 住山之由云々、同十一

月廿五日禪定殿下御受戒之次、被開三藏、寶物運渡于中御門新亭、入夫

寺領、幄七間、南綱所之幄三間 勅使顯朝左大弁云々、一日内取出之、

勅封藏上登三綱 執行範慶 修理 官使尚長云、 著高麗之

上之条無其謂之旨、及過言、三綱咎之、見物大 追立之由、

網之体者別段事也、争本寺三綱吾寺寺主 難治之間、被召返了、

嗽々之間尚長於當座被追立了、

同廿六日夜於大佛殿三百僧月九讀師宗性已講 僧綱已講・三綱・勾當等布施在月九下旬八幡宮巫屋建立、其築地神人主典之役築活カ土門同建立之活カ元年摩念月維摩念三斗云々、搦物無之、同十月同カ旬同カ不淨行之輩不可登壇之由被仰下了、座主貞禪僧都重任之拜堂之、此時在カ禪以上第七丁來、雖然座主誘之、

○の上部に「五」と記す。

延応二年 年預慶賢

正月二日大佛殿修正壇供三百枚立始之、施主智舜尊良房後夜導師円城房律師、追儺僧事任律師禪定殿下御受戒賞云々、同廿三日関東修理大夫時房逝去了六十七、此年客星出現云々、正月廿九日大講堂木屋火事出来、木守法師所為云々、木屋。宇・三寸半板六百枚・樽四千寸・大繩・土車燒失了、木工箱少々焼之間、為勸進所沙汰給カ了、大勸進行勇 二月八日於山階寺千僧供養在之、客星出来料云々、件客星出現之間、仰四箇日延曆寺孔雀經法 正月法花堂門建立之、堂日自興福寺文所、手搔西南之道可直之由以中綱三月十日四日依花嚴會東床饗失墜之間、寺家使者下向平郡了、勾當公人小綱下畢、国被寄附于當寺、良平入殿国云々、而他界之間寄付、自四七夜中門堂觀音寶号在之、初日信忠法印第二日覺算傳業第三日願覺傳業第四日顯性房第五日願兼得業第六日宗性已講第七日願兼得業結日在管絃此年後地築了之、堂家沙汰云々、同四月上旬大井庄百姓為預所訴勝寛上本寺了、大佛八幡申之、此時花嚴會樂所祿物品之間、樂所少々

蘭可下行之由可令下知百姓之執行問答、仍為執前一人覽覽可有御改易之由被仰云々

行六百文錢賣出了、同四月下旬法性寺大閣中一日御逗留准后宮、七日春日御參籠、

同隨身上馬、見物大衆如雲霞、同五月六日為山階寺

遊之沙汰、於大佛殿御前、管絃講行之、導師當寺頼覺

種々布施為之、此年同律大師講於中門堂在之、真性房・禪音房律宗始云々、

同五月上旬大講堂後、馬道廊之壁少々塗之、行勇法印関東住之時云々、

同六月十二日順定法橋北山般若寺石塔五重之中、所々御舍利・貴所御自筆御舍利・心經奉籠、道俗男女群集、同四月下旬、八幡宮御後築地築之、

水門所者為三十人沙汰、人別出。米給神人築之、玉井庄可築之由申寺務、可有御下知之由御返事云々、仍公人下向問神人下遣了、大和庄人夫築之、

奉行勾當永久、棟庄定佛房律師、以上第八丁

○の上部に「四」とあり、

清澄庄兼乘法橋藥園庄隆嚴法橋長屋慶快賀茂嚴實上座雜役定上茸覆者寺務

奉加之、二月堂錢為三十人沙汰借替之、覆者沙汰了、五月下旬大講堂後馬道土引之、寺中・寺外鄉民等引之、百口・五十口衆三ヶ日引之、人

夫一人箇出之了、此時諸職諸道郷役免者、如元被起之了、公人丸者重役而可蒙免之由訴申之間免了、

六月上旬俊快大夫加三綱了、直任寺主云々、五月最勝講次、定顯得業門弟美濃公顯信・同房兒罵陵然間六月一日夜當寺蜂起催之、即牒送

之、顯信縁座醫師守カ之由牒送了、而顯信舍弟兒、依号我家難治云々、四月之比家カ沙汰、四月八幡宮植木信阿弥

陀佛給料百口・五十口人年春八幡宮經藏建立之、一向別所成阿弥陀佛沙汰、同治官出仕云々、

延応二年七月六日改元仁日百口学生供重深春林房補任

了、出世後見宗源權律師

會堅者俊專花

同二年花

同三年堅者良力 聖禪

寛元々々年

○以上第九十

○第一行目「大僧正」の上に、朱筆にて「十二」とあり。

*「中院」大僧正聖兼 弘安六年十二月一日後任 第二度

*「當合」(後字多天皇)

寺務四年 弘安六・七・八・九

重任之間初任吉書不被行之、○同日後夜寺務御下向、

十二月二日満寺集會於任例、可有其沙汰之由 被仰出、仍

差定 郷民并黒田庄有徳人之用途力不日可賣出之

四日為成功

大井庄陸奥大夫 中院 榛庄實祐 葉園庄乘院力

同七日御幸 在延年、興福寺一乘院力

年云々、其出仕 御前役快 中門御手力水

朝拜、其後在延年、音別當 千世千世

定額法印 讚岐 行寛

同夜當寺參

九日興福寺碩学五人乘力院被行五重唯識講經力

一座講師

菩提山新僧正慈

證義

宗懐法印權僧正別當 乘範法印權別當

講師

○以上第十

(弘安七年七月九)

廿八日牒状末寺之由評定草案親傳

八月

二日西西寺・仁和寺・勸修寺牒送之、

三日勸修寺返牒在之、七日若老悉来十五日以前深透電之由重起請、

十一日武士下向興福寺・東大寺沙汰 英禪任律師云々、

十二日自他寺衆與可譴責郷民之由風聞之間、老若満

寺并多

良舜法眼 寄人令殺害之与力人之由、行

兼 八講水賢 学生供

廿日 處令 被勤手搔會、自政所被滿寺力不

廿二日或 承諾、

廿六日寛惠法印 務被仰下後、先可退散宿坊之由、

寺務被制多 武峯郷如燒力失、有名無實云々、仍手負不知

廿九日比寺 其數、死者濟々、

卅日僧綱上洛、

九月 一日醍醐三十講南都分雖有請定、依寺門大訴、不上洛之間、以定快行

慶被擬南都。終令勤行云々、

○以上第十二丁

〇〇と上部に「□」あり、

三日手搔會延引

五日東西并國民与多武峯合戰云々、

十日被下衾 宣旨他寺張本深境并淨順了、而自寺務被加制被勸

開門之間、寺務之方骨張之輩、少々零落、仍令開門焔住

十一日盛玄死闕 八講實亂 快有之御八

講被補禪實 御八講瞻惠 入了、快有八講事雖無其

申寺務之處、所詮之上者、度々

十六日手搔

大口人別 田樂 私沙汰

七日 法師原 議召出其駒法師、給別録

了美籍一正 常云々、

八日付寺訴被下 無其儀之間、重有嗽々沙汰、

十九日伎樂會・梵網會、同

廿八日為申下 上洛 御沙汰 同廿九日蜂起、不被下衾 宣

旨之間、可拘留本會聽衆之由

十月

一日於大湯屋終日集會、政所与衆徒重問答、大衆者、衾 宣旨事、自

寺務可被申下於衆徒者、以何面目可申、所詮不被申下衾 宣旨者、重

令逐電 丁衆・豎者云々、仍實樹・尊顯上洛、

二日初夜之終、大衆直觸廻云、不可出仕維摩會云、 六波羅 被誅

了、物狂之間為祖母之結構打之

六日夜中於大湯屋集會、不被下 宣旨之間、亦逐電了、

八日被衾 宣旨之間還住了、即以別會五師於大湯屋、深境・淨順被載

名字二人共退出了云々、不似前々衾 宣旨、以外嚴密 五畿七道

日維摩會被

信禪擬講・慶尊・慶・宗信・慶實

被下衾 宣旨、比寺大衆

同可延引維摩會云々、依之、當

旨治定、但此事、於学道分者不可

講師

步向入講師房當相

自兼日依可有成業。威儀、

雖 無其例之旨評定、仍被止成業威儀了、但

細者也、威儀書叡秀

寺務宗懷權僧正 權別當 顯覺 實譽大僧都 信頭

一乘院 房僧 刑部卿法眼 永禪寺主 一乘院房 上童二人

寬後法橋 新大夫 帥 鼻廣役

日記在別格

十五日講師房書延年 出仕僧綱 寬惠法印 權別當法 顯譽法印

印寬法印 宗顯僧都

十七日為東南西南兩院家之沙汰、奉持成當講。風流之、五師成業以下

着

兩寺大衆濟々、風流以後及大會 當御出

春信之死闕 学生供快秀入、御八講快承^{三綱}、寺訴衾 宣旨申沙汰勸賞

十九日講衆集會 新入三人入之、^{假兼・慶守・賢俊}

廿二日為黒田悪黨訴訟 慶舜^{執行}・實承^{五師}・寛俊^{三綱}上洛、

日自六波羅、為矢具三郎左衛門尉之奉行、関東御教書披露之、同法
供之、

状云、

大和・山城^{注力} 御教書如此

管領之仁免田事、可^{注力}

弘安

矢具^嶋○三郎

當寺依○國 執申、有其沙汰云々、仍関東^嶋

卅 堅者被放請、定藝 寛

快有 之間、若衆帶武具可同意^{無云々、} 寺政^{屋力}

仍寺使 覚性^{廢較房} 清定弟 獄之内死去云々、

二日為 勅書 人差定了、

六日僧綱・巳講 印藏被撰出 勅書等 自寺
務、古老寺僧之外、 印藏之由、被披露之間、中臈^{加藤力}

爰被開印藏 國分寺 矢具嶋并 郎

矢具 三郎之所從二人可被申國分寺御請由申之間、評定令

八日 家使下向、國分寺事

九日武家使者 矢具嶋三郎左衛門代 加藤左衛門入道代 寺官以下於大佛殿西庇儲 端武士着

座、北端寺官着座、西三綱・實祐法眼・慶舜、東賢^僧法眼・定春
已講・道舜・尊顯・實承・良秀^嶋者當色 ○以上第十四丁

十一日解除會被始行、 問答之、

十二日集會、関東下向使者、自方々可被下之由、申政所并尊勝院

面々被領状了、 同十三日於公文所、文書開之、治定十四・十五
日 評定 尊嚴出日記云、建久元年可注進顛倒寺領之由、依
官符、三綱 同十六日三論玄談義於八幡宮被始之、聴衆

十八日関東下向使者 之由治定了、 尊日記平治二年當寺領大和庄々

可注進由依被仰下有其沙汰云々、

十九日賢清已講 学生供覚賢房^{僧禪室}

同廿七日於大佛殿 僧、囑請被行散花了、

廿九 六波羅^{北方} 道舜 并披露

沙汰可被

寺

三日慶舜下向 擬講一問慶尊^初二問良重^{第二}三問快

慶實^初 五問永賢^初 注記慶性

秀為其巡役之處、于時年預之間

依訴 良重勤仕了、新議也、

十八日盛舜死闕 隆兼入了、

廿日於東南院俱舍三十講被 東南院院主堂修理、

同

世俗式為黑田庄之處、沙汰人・百姓等令訴訟預所實俊法橋之間、寄事於庄家、可為生料之由預所頻望申、不可然之旨雖有衆議依被成生料了一斗一升長緒、次於捧物雜帛、近年安井寺務以後以少分鴉眼置、
 條見苦之由衆議時々評定、講衆噉々骨張、仍被責伏諸雜掌被見帛了、
 同日

○以上第十五

學生供慶春入 御八講、關東使者、成功

廿二日春賢入世親講衆了、明年堅者之闕云々、

廿七日親尊・快兼參勸修寺僧都御房、明年維摩會可有勸仕之由、

自講衆勸申之處、直承御返事、云講師大營、云當寺造、難治也、

所詮自寺可執申公家、付其自公家被仰下之旨有之者、可有御計云々、

語人終以入講衆了、

十一月三勸修寺務拳狀如此前

途、非可舉申寺門

十七日關東鬪亂誅害了、殊相州之所為、平左衛門尉之結力害云々、

廿五日於東南院新講師六人定有

得業 探題印寬法印

者信遍

十日法花會式 同十四日万燈會如常、

十七日法花會勸行 律師 堅者明寬

十八日 伊大納言 十九日堅者力

律師 實弁 廿日堅者淳賢

亭論匠 一番宗信大法師慶性 還 二番快尊、快秀 季 三番宗禪新 數秀

明年堅者 頭寬 明尊 源性 頭良

抑亭夜無講師出仕之例、此年被始之、不可說也、

淀舛米事申入之處、任先度院宣於周防國可被免除者、依御

○以上第十六

○の上部に「十七」とあり、

寺務了、黑田惡黨之解力可 關東之由就

申之、奉行相原内々案文書下之内、六郎左衛門清時并春切四郎時清可

被書入寺解之由云々、寺家所存符合、（弘安九年四月） 為仙洞御氣色、四箇寺碩字被精撰之（定九）春

擬講 一人 興福寺範憲僧都・英禪僧都 山門 二人 但興

福寺依訴訟被不參、

十五日寺門還住、小綱順慶下向、奉行狀在之、康直事可注進（關）東文箱次

奉送伊藤之許、順慶封判為之云々、仍開門、大衆蜂起（催廻）、及北中門

僉議了、

廿五日興福寺別當菩提山

廿九日

後車 御前中

二月朝觀行幸、冷泉殿御所、樹木、草

南都僧被立庭上云々、當寺春性房時之寺務沙汰、菩提山御入堂鈍色五帖云々

正月（弘安十年）

後車

御前中

二月朝觀行幸、冷泉殿御所、樹木、草

南都僧被立庭上云々、當寺春性房時之寺務沙汰、菩提山御入堂鈍色五帖云々

東南院兩御所入堂、

一乘院入堂、

〔集會始、俱舍三十講來廿日可有勤行之由自寺務御披露

〔集會、俱舍三十講可延引三月云々、其故有興行者可有延養

之次、可被勤行之由少々強骨張、即其旨申入寺務了、得替之間、

不被勤行、闕如一箇年分了、向後延引事尤可有思慮歎、

十八日自觀音講可為練行之間、寬禪可有免除之由申寺務、同科泰弱

共被原免了、 同十九日寺務上洛

以上第十七

付御去文々章難存知、雖然、去文之上者、可令開門之由一同了、

廿四日付生阿入道事、亦有牒狀、執行罪科有名無實、早可拂塵云々、

八月二日八幡宮南廊阿伽棚作事 同五日最勝講米事、可雜人

之由披露見和市了、次三昧堂一番頭事、東南院猶被仰子細、新寺務免加

寺僧職之上者、田楽頭重疊寺役有何条事、可勤仕別當 同

十四日三昧堂一番頭事、終以東南院間、忽依及闕如、堂家類

同六六日勸修寺僧之由為經 奏聞、講衆

同廿五日審源 年預、無重難、依勸修寺

御他界講 可被相執柄

由尋常 會日未入田楽法師、

九月一日之時大雨下、 神主延俊

三日藝

初出仕、

同十四日關分華移新座經種々役云々、而

東南院本座御進退之間、可還補進之處、難治之由、就

返答被若院僧 禁置于祐實云々、

十五日般若會如例、 同十六日八幡宮大般若供養如例、

廿日八幡宮御八講如例、 同廿四日梵網會如例、訴訟条々、興福寺土打

〔催役于當寺領事、周防國大前事、勸修寺御遂講事、伊勢大神宮遣

役夫工米事、使者上洛、縁宗、寛俊寺主、 同廿七日夏季世親講々師

良秀 初問頭承 第二問觀秀 兼日授、

〔第四行目から九行目の原線上端に次の文章あり、

〔紙背文書〕

○第一・三丁紙背なし。

○第二丁裏 (年未詳) 四月十一日頼勝書狀

昨日罷出候、旁可申承之子細非一候、入見参たく候、抑借物事、

前々申于今自他無沙汰候、相可被遂結候、

又出挙之

〔出訴候、〕真實々々も無相違様二可有御

委細之事者、見参之時、可申承候也、恐々謹言、

四月十一日 頼勝

頼勝

〔師得業御房 頼勝〕

○第四丁裏 (年未詳) 九月十六日三位得業頼勝勘返某書狀 (前欠)

若ハ鎮西所落物之間不點止候様可有御計候、貴房御事自昔殊憑申

可申入候也、更々不可有尋問之儀候、

候、于今無改変候之(問カ)「如御身上被思食候、令申入給候」用
併期見参憑此事候歟、能々相談申入給候「恐々謹言、
 九月十六日願勝

三位得業御房

(ウハ書)

(墨引)

三位得業御房

願勝

○第五丁裏 (年月日未詳) 某仮名消息 (後欠)

(通而書) 袖より行間に及ぶ
 「にて候をおほえ」くつろいそき「と、

め候ぬ、又々「に候」文よく、
 むさしとの、「くれ、
 「文ハまいらせ候ハぬそ」なに事か候らん、

いふせからすさうれしく候へく候、
 「そめつけ」て候、こ

きぬ「ハいろ」たいけしてぬし

又そ「からに」ほとに
候「すちまで給ハリて候をひ」
候カ「そめつけハかミふ

くろに「二」からいれて候ぞ」
候カ ○以下欠

○第六丁裏 (年月日未詳) 某仮名消息 (後欠)

「れへ」いかほとよろつハ「みかとの、ひ

「をさな人々」

かきたへたる心に候「さしハ」ひてこ、ろな

候「し候てめ」しく「うれし」

「ならせ給て」○以下欠

○第七丁裏 (年未詳) 二月日法門書状 (前欠)

便宜ハ無人数候之間「其は、」かり候て不令進候、了意御房上洛之

時可令進候也、先茶をハ御沙汰候てたし」かの便宜時可下給候也、兼又

蒙仰候、「学文間事、ハすいふん心さ」しを「やすく

おほしめるへく「信候、恐惶謹言、

二月 沙門法門

進上

○第八丁裏 (年月日未詳) 某書状 (後欠)

名国司之次ニ召功甘人計、同以申「させ給候て戒壇院の修理并唐禪院」

修造などになされ候へく候、もし入候ハ「莫大の興隆たるへく候也、

如是事」助法眼御房「御房御談」能様に可「雜

掌ハこれにて「あいかた」尚々名国司「相構々々可令申

「給者也、一国を」用途「御免をかふ

「候き心地にて候」先々「行人にて候」後々も

「にハいかにもして」心さし申「存候間、かよう

に令申「自極楽寺、法花寺への替用途ハ」式貫文にて候しを、一

貫文請取」にて候とて極楽寺方丈不寄申「新宮の信戒房の状令進候、

茶の「れう御用途一貫文候を」
候カ ○以下欠

○第九丁裏 (年月日未詳) 某礼紙書 (本紙欠)

遂申候、
尚名国カ 司事相構候、「便候、」のついてならてハ

召功カ

○第一〇丁裏 (年月日未詳) 某書状(後欠)

は〔るカ〕申入候す候、な〔久カ〕「かわた〔るカ〕まし候らん、〔眞〕りし候て所〔勞〕

くも〔候ねあ〕つね〔り〕

きよし存〔ほ〕とも心の〔すくして申〕かたく申入たく候事〔り〕に候、このほ〔候、さや〕に候へハ、いそさまいり候て申いれ〔以下欠〕

○第一二丁裏 (年月日未詳) 三月七日性海カ書状(前欠)

當寺ニも候を田舎ニ候寺へ「借渡、未返送候、恐々謹言、

三月七日

〔ウハ巻〕
〔御房〕
〔性海カ〕

○第一二丁裏 (年月日未詳) 五月□□日円心書状(前欠)

○あるいは第十五丁裏とセツトか。

委細可申承旨相存之程、□「延引候了、毎事期見参□」時候、恐

〔懐〕
〔言〕

五□ 円心

〔新〕
〔新〕

〔ウハ巻〕

〔新〕
〔新〕
円心〔殿引〕

○第一三丁 (年月日未詳) 五月四日性海カ書状

装束等〔無相違〕返進候□き、無御結□候し、□条恐悦□不□

此間事故〔啓候、恐々謹言〕可参〔性海カ〕
五月四日

○第一四丁裏 (年月日未詳) 某礼紙書(本紙欠)

〔礼紙ウハ巻〕
〔殿引〕

新□

○第一五丁 (年月日未詳) 某書状(後欠)

○あるいは第十二丁裏とセツトか。

指事不候、常不申候、「何条御事□候哉、〔抑出、品カ〕清

水唯心房〔被〕未□候て可□令申候也、「借預候者□報恩随〔旨被申〕一候〔歟カ〕

縁略書写候程ニ以他本可□交合旨存候、暫時可借給候□舍利會今下向其次入見参□○以下欠

第一六丁裏 (年月日未詳) 封紙

〔封紙ウハ巻〕

○第一七丁裏 (年月日未詳) 某書状(後欠)

日比御違例事候々□返々以外候、今ハ御存□文却候間、當時も勞

入□三十講自十一日にて候も□下候、兼又甘葛ハし□「〔越カ〕又無骨□料申〔命?〕候哉□○以下欠

○第一八丁裏 (年月日未詳) 某礼紙 切封墨引のみあり、